

3 計画の性格と役割

● 計画の性格

- 総合計画は、地方自治法第2条第4項に規定される法定計画であり、すべての市町村が総合計画の策定を義務づけられています。総合計画は、甲府市が総合的・計画的に市政運営を進めるための指針となる最上位計画です。

● 計画の役割と取り組み

- 総合計画は、市民、企業・団体、行政が適切な役割分担のもと、協働の精神によりまちづくりを推進していくための指針となるものです。
- 総合計画は、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、柔軟な見直しを行うことができるものとします。
- 計画的で効率的な事業を推進するための運営指針となるよう、実施計画においては毎年度、「予算」・「評価」との連携を図った計画の見直しを行います。
- 協働のまちづくりに向けて行政の説明責任と透明性を確保するため、計画の内容などを公表します。

4 計画の構成と期間

● 計画の構成

- 総合計画は、目的と手段を明確にするために、「基本構想」と「実施計画」により構成します。基本構想の構成は、自治体としての姿勢を定めた「構想推進の考え方」と、都市像及び基本目標からなる「まちづくりの基本方向」、「将来推計」とします。実施計画は、基本構想に基づき諸施策を体系的に示します。

● 計画の期間

- 「基本構想」は、平成18年度(2006年度)を初年度とし、10年後の平成27年度(2015年度)を目標年度とします。
- 「実施計画」は、平成18年度を初年度とし、計画期間は3か年とします。また、毎年度ローリング*方式により見直します。

